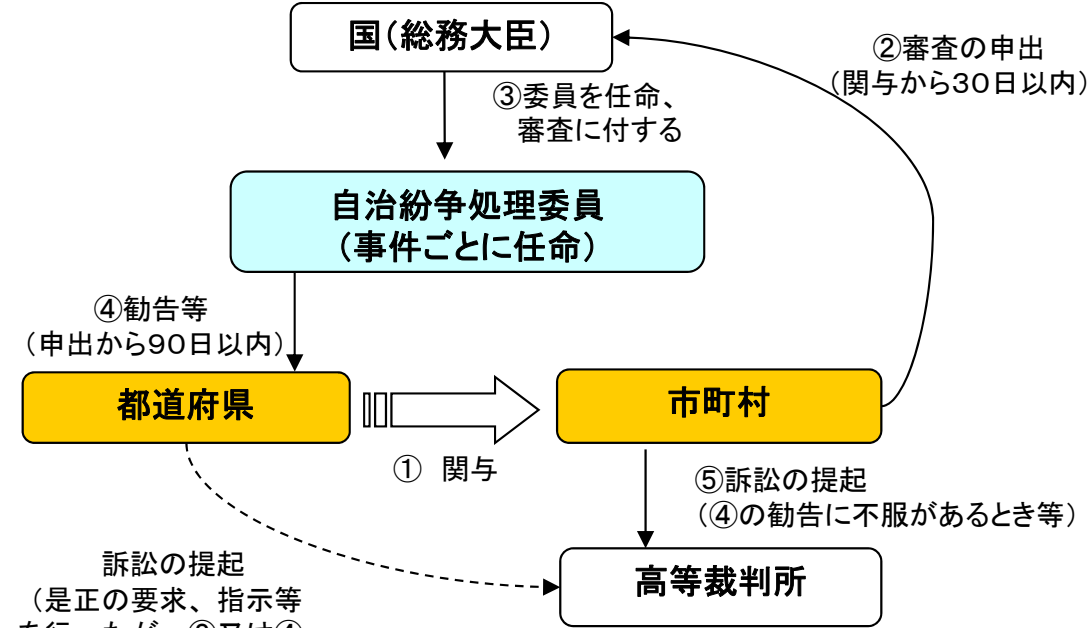
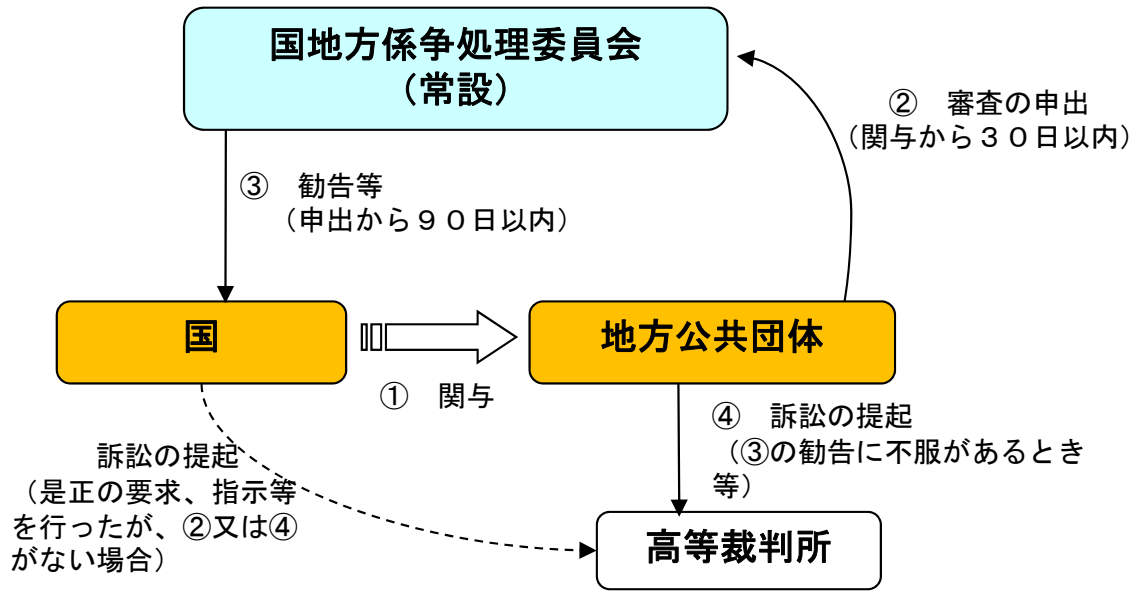


国地方係争処理委員会・自治紛争処理委員の概要



○ これまでの処理案件

- 「勝馬投票券発売税に対する総務大臣の不同意」に係る横浜市長からの審査の申出について（平成13年）
- 「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する国土交通大臣の北陸新幹線工事実施計画の認可」に係る新潟県知事からの審査の申出について（平成21年）
- 「沖縄県知事が行った公有水面埋立承認取消処分に対する、沖縄防衛局長からの執行停止申立てに基づく国土交通大臣の執行停止決定」に係る沖縄県知事からの審査の申出について（平成27年）
- 「沖縄県知事が行った公有水面埋立承認取消処分に対する、国土交通大臣の是正の指示」に係る沖縄県知事からの審査の申出について（平成28年）

【概要】

国地方係争処理委員会は、普通地方公共団体に対する国の関与に関して不服のある地方公共団体からの審査の申出を受け、当該国の関与について審査を行う。

国の関与が違法又は不当であると認められる場合には、国の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：常設（5名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、国は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。地方公共団体は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

○ これまでの処理案件

- 「我孫子市の農業振興地域整備計画の変更協議に対する千葉県知事の不同意」に係る我孫子市長からの審査の申出について（平成22年）

【概要】

自治紛争処理委員は事件ごとに任命され、市町村に対する都道府県の関与に関して不服のある市町村からの審査の申出を受け、当該都道府県の関与について審査を行う。

都道府県の関与が違法又は不当であると認められる場合には、都道府県の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：事件ごとに任命（3名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、都道府県は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。市町村は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能